

# 一人暮らし高齢者などの生活を支援します

## 在宅高齢者の福祉サービス

問長寿支援課 ☎(43)1180

山鹿市に住んでいる在宅高齢者を対象に、福祉サービス事業を実施しています。内容や利用するための要件は次の通りです。利用を希望する人はお問い合わせください。

### 1. 緊急通報システム事業

#### ● 内容

緊急通報装置を自宅に設置します。病気や事故などの緊急時にボタンを押すと看護師が対応し、通報内容から救急車の要請や、親族・協力員への連絡などを行います。

#### ● 対象者の要件

次の(1)~(3)の要件を全て満たす人

- (1) 65 歳以上の 1 人暮らしか、1 人暮らしに相当すると認められる人
- (2) 生活保護世帯か住民税・所得税非課税世帯（均等割のみ課税世帯は対象とする）に属する人
- (3) 次のどちらかに該当する人
  - ① 発作などの突発的な症状で生命に危険が生じる恐れがある人
  - ② 足腰が弱っていて、転倒の恐れがある人

#### ● 利用者の負担金

負担金の種類	世帯の区分	
	生活保護世帯	住民税・所得税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯は対象)
設置費用負担金	710 円	2,140 円
撤去費用負担金	330 円	990 円
月々の負担金	370 円	1,120 円

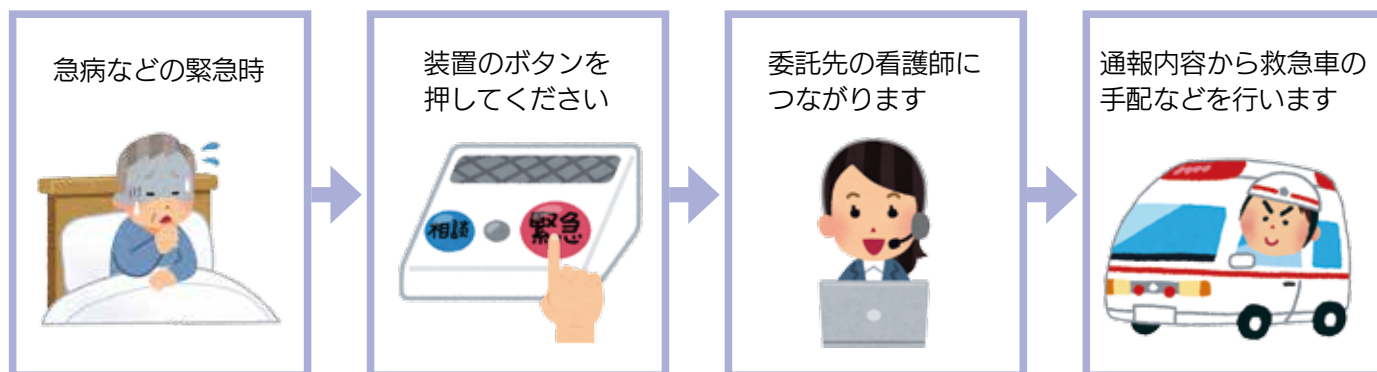
#### ※負担金の割合

生活保護世帯…システム賃借費用の 10 分の 1

住民税・所得税非課税世帯

…システム賃借費用の 10 分の 3

※電池交換費用は利用者負担となります。



### 2. 外出支援タクシー利用助成

#### ● 内容

外出時のタクシー利用助成券を交付します。助成券枚数は 1 カ月あたり 4 枚です（1 枚あたり助成額 400 円）。

#### ● 対象者の要件

家族による移送や路線バスなどの利用が困難で、次の全てに該当する人

- (1) 65 歳以上の人
- (2) 要支援か要介護の認定を受けているか、それと同等程度の状態にあると認められる人
- (3) 高齢者のみの世帯か、それと同等程度の状態にあると認められる人
- (4) 住民税非課税世帯に属する人

### 3. 食の自立支援事業

#### ● 内容

自宅で食生活改善と安否確認を目的とした配食サービスを行います。

#### ● 対象者の要件

次のいずれかに該当する人で、かつ、調理することが困難な人

- (1) 65 歳以上の高齢者のみの世帯の人
- (2) 居宅介護サービス計画書か、介護予防サービス計画書でサービスの必要性が認められる人

#### ● 利用の方法

市への利用申請後に対象と認められた人は、市が登録している配食事業者と契約し、料金を直接事業者に支払います。料金や支払い方法は事業者によって異なります。